

「欧州政党」に対する欧州連合の公的助成制度

間柴 泰治

はじめに

I 背景

II 規則の概要

III 規則に対する主な批判

おわりに

はじめに

政党は、民主的政治過程において不可欠の要素であると言われる。政党がこのように評価されるのは、社会のさまざまな利益・意見を政治過程に吸い上げ、あるいはそれらを集約して政策を形成する機能を担うとされるからである。政党に対する同様の認識は、政治統合を目指す欧州連合にも共有されてきた。その欧州連合では、2003年11月、欧州連合の政治過程への関与を目指す政党に対する公的助成と政治資金規制を定めた規則（EC）第2004/2003号（以下「規則」という。）が制定された。本稿では、同規則と其の実施細則として2004年3月に制定された欧州議会事務総局決定（以下「決定」という。）を紹介する。

I 背景

ヨーロッパレベルで活動する欧州政党は、加盟国の各政党が連合した政党連合という形態で存在し、従来、その活動資金は、欧州議会の会派から提供されていた。ところが、その会派の資金の大部分は、欧州議会から交付された助成金であったため、会派に対する助成金の違法な流用であるとの指摘がされるようになった。^(注1)このような状況を受けて主要な欧州政党は、欧州連合から公的助成を受ける必要性を強く感ずる

ようになり、法整備を企図するに至った。

法整備の端緒となったのは、欧州連合における政党の役割を確認することを目的として、1993年発効のマーストリヒト条約によって新設された欧州共同体設立条約第138a条^(注2)である。さらに、2003年発効のニース条約によって、欧州政党に関する規則の制定を義務付けることを内容とする第2項が新たに設けられた^(注3)。この第2項を受けて制定されたのが、前述の規則である。

II 規則の概要

1 概要

規則は、一定の条件を満たす政党を「欧州政党」と認め、これに対して公的助成を行うとともに、政治資金規制を行うことを目的とする。したがって、「欧州政党」の条件を満たさない政党は、この規則の適用を受けない。

また、助成金は、一定の基準に基づいて「欧州政党」に配分されるが、この助成金は用途が制限されている。すなわち、規則や決定が定める「経費」に該当する支出にのみ充てることができる。

2 助成対象

助成金を受ける資格を有するのは、規則第2条の定義に該当し、第3条の条件を満たす「欧州政党」である。

まず、第2条の定義によれば、「欧州政党」とは、次の条件を満たす「政党」または「政党連合」を意味する。すなわち、加盟国の法令に基づいて承認・設立された、政治的目的を追求する市民の団体（政党）であるか、または、2以上の政党の連合体（政党連合）である。

次に、「欧州政党」は、第3条の条件を満たす必要がある。すなわち、①本拠地の加盟国において法人格を得ていること、②既に欧州議会や加盟国議会等の選挙において議席を有するか、一定の票を得ていること、③民主主義や人権尊重など欧州連合が基礎とする諸原理を遵守すること、④欧州議会に進出する意図を持つこと、の4点である。

以上の条件を満たす「欧州政党」は、欧州議会に対して申請を行うことで、助成金を受けることができる（規則第4条）。なお、2006年初現在、「欧州政党」に該当するのは、10の政党連合^(注4)である。

3 助成金の総額

規則は、助成金の総額を定めず、ただ欧州連合の毎年度予算で決定すると定めるのみである（規則第9条）。

これまでの実績を見ると、2004年度は、6月からの約半年間で464万7157ユーロ（約6億6000万円）を支出している。また、2005年度予算では840万ユーロ、現在審議中の2006年度予算案では859万4000ユーロが計上されている。

4 助成金の配分方法

助成金は、2つに分ち、それぞれ別の方法で配分する（規則第10条）。

助成金のうち15%分は、欧州政党で均等に配分する。たとえば、欧州政党が6ある場合には、6で除した金額が配分される。

残る85%分は、各欧州政党に所属する欧州議会議員の数に比例して配分する。すなわち、欧州政党であっても、欧州議会選挙で議席を得ていない場合は、この部分の配分を受けることはできない。

なお、各欧州政党に対する助成金は、当該欧州政党の予算の75%以上を占めてはならない（規則第10条第2項）。

5 助成金交付申請

助成金の交付手続は、決定第2条に基づく催告に応じて、欧州政党が欧州議会に申請することによって開始される。この申請は、毎年行わなくてはならない（規則第4条第1項）。

初回の申請には、①規則第3条の条件を満たすことを証明する文書、②政治綱領、③党内組織について定めた党規約の添付が求められる（規則第4条第2項）。2回目以降の申請では、これらの文書の添付は必要ないが、これらのうち、政治綱領と党規約に変更があった場合は、2か月以内に欧州議会に通知しなければならない（規則第4条第3項）。

助成金交付の申請があった場合は、欧州議会は、審査の上、3か月以内に交付の諾否を決定しなければならない（規則第4条第1項）。助成金交付が決定された場合は、当該欧州政党は、欧州議会との間で、助成金交付に関する具体的な条件を定めた助成金給付協定を締結する。

6 助成金の交付

助成金は、2回に分割して交付される（決定第6条第1項）。第1回目の交付は、助成金給付協定締結の日から15日以内に交付され、第2回目の交付は、各欧州政党からの請求を待って行われる。

次に、規則が、当該会計年度末から6か月以内に欧州政党に対して提出を義務付ける文書の提出を待って、限度額の範囲内で助成金を交付する。

7 使途制限

助成金の使途は、欧州政党の政治綱領に示された目的に直接関連するものに限るとされ、党の運営や調査研究活動、会議などが規則に例示されている（規則第8条）。

また、欧州政党に対して欧州議会から提供された公的資金は、他の政党に提供してはならな

い（規則第7条）。

8 政治資金規制

規則は、欧州政党に対する公的助成金の交付を認める一方で、欧州政党の政治資金に対して一定の規制を加えている。具体的には、①欧州政党の財務報告の公開、②欧州政党に対する寄付の量的・質的制限である。

(1) 財務状況等の公開

欧州政党は、財務状況とともに、500ユーロ超の寄付については、寄付者の氏名と寄付額を公開しなくてはならない（規則第6条第1段落(a)号, (b)号）。

(2) 寄付の質的制限

欧州政党は、①匿名寄付、②欧州議会会派からの寄付、③公的機関と一定の関係を持つ企業・団体からの寄付を受け取ることができない（規則第6条第1項(c)号）。

なお、欧州政党が政党連合である場合は、構成政党から当該欧州政党に対する寄付が認められる。ただし、このような寄付の総額は、当該欧州政党の年度予算の40%以内でなければならない（規則第6条第2段落）。

(3) 寄付の量的制限

寄付は、各欧州政党に対して1名または1団体あたり年間1万2000ユーロまでを限度とする（規則第6条第1項(c)号）。これは、わが国の政治資金規正法について言われる「個別制限」があるのみであり、「総枠制限」がないことを意味している。

9 検証

助成金は、規則第3条の条件を欧州政党が満たしている限りにおいて交付され、申請時にのみ上記条件を満たすだけでは足りない。

欧州議会には、各欧州政党が上記条件を申請後も満たしているか否かについて、検証する権限が与えられている（規則第5条）。この権限のうち、一定の条件を満たす議決により、対象となる欧州政党が、人権尊重や民主主義など欧州連合が基礎とする諸原理を遵守しているか否か（規則第3条(c)号）に関して調査する権限が与えられている（規則第5条第2項以下）。この調査によって上記条件が満たされていないと判断された場合は、助成金の交付を受けることができなくなる。しかし、政党の解散を求められるわけではない。

10 監査

各欧州政党は、外部監査機関による監査を受け、当該機関が発行する監査証明書を経済年度末から6か月以内に欧州議会に提出しなければならない（規則第9条第3項）。

また、助成金は、欧州連合の財政規則に基づく会計検査の対象となる。したがって、欧州会計検査院は、検査に必要な文書の提出等を欧州政党に要求する権限を持つ（規則第9条第5項）。

III 規則に対する主な批判

1 不明確な助成金総額

各国の政党助成制度を見ると、助成金の総額を法律に明記することは珍しいことではない。ドイツでは、政党法第18条第2項で助成金の総額を明記しているし、わが国では、政党助成法第7条第1項で、人口1人あたりの助成金額を規定することによって総額を示している。

他方、規則は、前記のとおり毎年の欧州連合の年度予算で決定すると規定するのみで、助成金の総額を示していない。このような規定の仕方については、①欧州議会が閣僚理事会とともに年度予算の決定に大きな影響力を持ち、特に、年度予算のうちでも、欧州議会に関する予算に対して閣僚理事会は反対しない慣行があるこ

と、②欧州政党への助成金に関する予算は、欧州議会の予算の一部であること、③欧州議会の主要会派に対応する欧州政党が助成金の受益者であること、等を考慮すると、欧州政党が助成金の総額を意のままに引き上げる余地を残していると批判されている。

2 過度に厳格な受給条件

欧州政党が助成金交付の対象となる条件として、規則第3条(b)号は、全加盟国の4分の1以上の国において欧州議会等の議席を有すること、またはこれらの選挙において一定以上の票を得ることを挙げている。現在の加盟国数は25か国であるので、「全加盟国の4分の1以上」とは「7か国以上」を意味する。この点については、この条件が、小政党や新たに設立される政党にとって過度に厳格であり、反対に、既存の欧州政党を過度に優遇する結果となっていると批判されている。

3 不合理な配分方法

前述のとおり、助成金は、その15%が有資格欧州政党に対して均等に配分され、残る85%が欧州議会に議席を持つ欧州政党の間で、議席数に比例して配分される。ところで、現在、欧州議会選挙の方法は加盟国の判断に委ねられているため、加盟国国民の間で「一票の価値」に大きな格差がある。それゆえに、議席数を基準にした助成金の配分方法は、各欧州政党に対する有権者の支持を反映しておらず、不合理であると批判されている。

おわりに

規則第12条は、欧州議会に対し、2006年2月15日までに、その実施状況に関する報告書の公

表を義務付けている。この報告書については、今回紹介できなかった助成金給付協定とともに、稿を改めて紹介したい。

注

- (1) たとえば、1984年の欧州司法裁判所の判決 (Case 294/83, *Les Verts v European Parliament* [1986] E.C.R. 1339.) や、2000年の欧州会計検査院の報告書 (European Court of Auditors, “Special Report on the expenditure of the European Parliament’s political groups” [2000] O.J. C181/1, 9.
- (2) 「ヨーロッパレベルの政党は、欧州連合内の統合の重要な要素である。ヨーロッパレベルの政党は、ヨーロッパの意識の形成及び欧州連合市民の政治的意思の表明に貢献する。」
- (3) ニース条約は、第138a条を第191条とし、その第2項として「閣僚理事会は、第251条に規定する手続に基づいて、ヨーロッパレベルの政党を規律する規制及びその資金に関する規範に関する規則を制定する。」を加えた。なお、2004年10月に調印された欧州憲法条約には、I-46、II-72、III-331に同趣旨の条項がある。
- (4) 欧州社会党、欧州人民党、欧州自由民主党、緑の党欧州連合、欧州自由連合、欧州左翼党、国家から構成される欧州のための連合、EU民主主義者、欧州における独立と民主主義の連合。

参考文献 (注で記したものは除く)

- ・ Hans Herbert von Arnim, Martin Schurig, *The European Party Financing Regulation*, Münster: Lit, 2004.
- ・ Hans Herbert von Arnim, “The new EU party financing regulation”, *European Law Review*, Vol.30, 2005, pp.273-284.

(ましば やすはる・政治議会課)

ヨーロッパレベルにおける政党を規律する規制及びその資金についての
規範に関する2003年11月4日の欧州議会及び閣僚理事会による規則（EC）
第2004/2003号

REGULATION (EC) No 2004/2003 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE
COUNCIL of 4 November 2003 on the regulations governing political parties at European level
and the rules regarding their funding

間柴 泰治 訳

欧州議会及び閣僚理事会は、
欧州共同体設立条約、特にその第191条を考慮し、
欧州委員会の提案を考慮し、
欧州共同体設立条約第251条に規定する手続に基づいて活動し、
以下に列挙する事項を考慮し：

- (1) 欧州共同体設立条約第191条は、ヨーロッパレベルにおける政党（以下「欧州政党」という。）が、欧州連合内の統合のための要素として重要であり、ヨーロッパの意識の形成及び欧州連合市民の政治的意思の表明に貢献していると規定している。
- (2) 欧州政党に関するいくつかの基本的規範が、規則の形式で、特にその資金に関して制定されるべきである。この規則の適用によって得られた経験によって、これらの規制がさらなる規範によって補足されるべきか又は補足されるべきでないかの範囲を明らかにするべきである。
- (3) 欧州政党は、政党の形態で集合した市民又は連合を形成した複数の政党を構成員とすることが、経験によって示されている。それゆえ、この規則における「政党」及び「政党連合」の用語の意義が明らかにされるべきである。
- (4) 「欧州政党」の認定を可能とするには、一

- 定の条件を設定することが重要である。特に、欧州政党は、諸条約に示され、欧州連合基本権憲章で承認されているところの、欧州連合が基礎とする諸原理を遵守することが必要である。
- (5) この規則に基づいて資金の受領を求める欧州政党が従うべき手続が制定されるべきである。
 - (6) 欧州政党を認定するために適用される条件を定期的に検証する条項を設けるべきである。
 - (7) この規則に基づいて資金を受領する欧州政党は、資金源の透明性確保を目的とした義務に従うべきである。
 - (8) ニース条約の最終決定書に添付された欧州共同体設立条約第191条に関する第11宣言に従い、この規則に基づいて交付される資金は、直接又は間接に、国レベルの政党に対する資金提供に使用してはならない。当該宣言により、欧州政党の資金に関する規定は、同一の根拠に基づいて、欧州議会に議席を有するすべての政治勢力に対して適用されるべきである。
 - (9) この規則に基づいて資金を交付し得る支出の性質が、定義されるべきである。
 - (10) この規則に基づく資金として配分される歳出予算は、年度予算に関する手続に従って決定されなければならない。
 - (11) 欧州連合の一般予算から資金が交付される

欧州政党に対して、最大限の透明性及び財政的な統制を確保することが必要である。

- (12) まず受領資格を有する政党の総数を、次に欧州議会における所属議員数を考慮して、各年において支出可能な歳出予算を配分するための基準を設定しなくてはならない。
- (13) 欧州議会が欧州政党に対して付与すべき施設上の支援は、平等な取扱いの原則に従わなくてはならない。
- (14) この規則の適用及び交付された資金によって賄われた活動は、欧州議会から公表される報告書において検査されなければならない。
- (15) 欧州司法裁判所の権限の範囲内における司法上の統制は、この規則の正しい適用の確保に資する。
- (16) 新たな規範へ円滑に移行するため、この規則の一部の条項の適用は、2004年6月に予定されている選挙後に欧州議会が新たに構成されるまで延期しなければならない。

この規則を採択した：

第1条 立法趣旨及び適用範囲

この規則は、欧州政党を規律する規制及びその資金についての規範を定める。

第2条 定義

この規則の目的のために、以下のとおり規定する。

1. 「政党」とは、以下に掲げる項目に該当する市民の団体をいう。
政治的目的を追求すること。
1以上の加盟国の法秩序によって承認され、又は当該法秩序に基づいて設立されていること。
2. 「政党連合」とは、2以上の政党による組織化された提携をいう。
3. 「欧州政党」とは、第3条に定める条件を満たす政党又は政党連合をいう。

第3条 条件

欧州政党は、以下の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (a) 所在地がある加盟国において法人格を得ていること。
- (b) 4分の1以上の加盟国において、欧州議会、国会、地方議会若しくは自治体議会に議席を有すること又は最近の欧州議会選挙で4分の1以上の加盟国においてそれぞれ3%以上の票を得ていること。
- (c) 欧州連合が基礎とする諸原理、すなわち自由主義、民主主義、人権及び基本的自由の尊重並びに法の支配を、特に綱領及び活動において遵守していること。
- (d) 欧州議会選挙に参加し、又は参加する意思を表明していること。

第4条 資金受領のための申請

1. 欧州連合の一般予算から資金を受領するためには、欧州政党は、各年において、欧州議会に申請書を提出しなければならない。

欧州議会は、3月以内に決定を採択し、対応する歳出予算を認証し、管理しなければならない。

2. 初回の申請には、以下の各号に掲げる文書を添付しなければならない。

- (a) 第3条に規定する条件を申請者が満たすことを証明する文書
- (b) 欧州政党の目的を示す政治綱領
- (c) 関係する加盟国において法的な代表権、特に動産及び不動産の取得又は処分に関して法的に代表し、かつ法的手続に関して当事者となる権限を有する機関又は自然人であるとともに、特に、政治的及び財政的運営に責任を有する機関を規定した規約

3. 第2項にいう文書、特に既に提出している政治綱領又は規約を改正した場合は、2月以内に欧州議会に対して通知しなければならない

い。当該通知を怠った場合は、資金の交付を中止する。

第5条 検証

1. 欧州議会は、第3条(a)号及び(b)号に定める条件を欧州政党が満たし続けていることを定期的に検証しなければならない。
2. 第3条(c)号に明記されている条件について、欧州議会の3以上の会派に所属する4分の1の議員の要求で、議員の過半数の賛成により、欧州議会は、当該条件を欧州政党が満たし続けていることを検証する。

当該検証を実施する前に、欧州議会は、対象となる欧州政党の代表者から聴取し、独立した有識者で構成される委員会に対して、合理的な期間内に当該事項に関して意見を求めなければならない。

当該委員会は、欧州議会、閣僚理事会及び欧州委員会が1名ずつ任命した3名で構成される。当該委員会の事務職員及び資金は、欧州議会が提供する。

3. 欧州議会が、第3条(a)号、(b)号及び(c)号に定める条件のいずれかを満たしていないことを発見した場合は、この理由によってその地位を剥奪された当該欧州政党は、この規則に基づく資金交付の対象から除外される。

第6条 資金受領に伴う義務

欧州政党は、以下の各号に掲げる義務を負う。

- (a) 収入及び支出並びに資産及び負債の報告書を毎年公表すること。
- (b) 500ユーロを超えない寄付を除き、寄付者及び当該寄付者から受領した寄付金額を明記した一覧を提供することによって、その資金源を明らかにすること。
- (c) 以下に掲げる寄付を受領しないこと。

匿名の寄付

欧州議会の会派の予算から支出した寄付

所有、資本参加又は管理する規範を通じて、公的機関が直接又は間接に支配的な影響力を行使しうる企業からの寄付

1人あたり年間1万2000ユーロを超える自然人又は第3項目にいう企業を除く法人からの寄付。ただし、第2段落の規定に反するものを除く。

欧州政党を構成する政党からの寄付は認められる。この寄付は、当該欧州政党の年度予算の40パーセントを超えてはならない。

第7条 資金提供の禁止

欧州議会の一般予算又はその他の資金源からの欧州政党の資金は、直接又は間接に、他の政党、特に国の法令によって継続して管理されている国レベルの政党の資金として使用してはならない。

第8条 支出の性質

この規則に基づいて欧州連合の一般予算から受領する歳出予算は、第4条第2項(b)号に定める政治綱領に示された目的に直接に関連する支出に応じて使用できるとどまる。

当該支出には、管理運営経費並びに施設上の支援、会議、調査、国境を越えた行事、研究、情報及び出版に関連する支出を含む。

第9条 実施及び統制

1. 欧州政党に資金を提供するための歳出予算は、年度予算手続に基づいて決定し、欧州共同体の一般予算に適用する財政規則に従って実施する。
2. 動産及び不動産の評価並びにその減価償却は、欧州共同体の非金融固定資産の会計管理に関する2000年12月29日の欧州委員会規則(EC) 2909/2000号に基づいて実施する。
3. この規則に基づいて交付される資金の統制は、財政規則及びその実施法令に従って実施

される。

当該統制は、外部の独立した監査による、年次証明書に基づいても実施する。当該証明書は、対象となる会計年度末から6か月以内に、欧州議会に送付しなければならない。

4. この規則を適用する外、欧州政党が欧州連合の一般予算から不当に受領した資金は、当該一般予算に返還しなければならない。
5. この規則に基づいて交付される資金を受領した欧州政党は、欧州会計検査院が職務執行のために必要とするすべての文書又は情報、その要求により、提供しなければならない。

国レベルの政党及びその他の組織とともに欧州政党が執行した支出がある場合は、欧州政党が行った支出の証拠を、欧州会計検査院が入手できるようにしなければならない。

6. ヨーロッパの公益という目的を追求する団体としての欧州政党の資金は、資金削減に関する財政規則第113条の規定の適用から除外される。

第10条 配分

1. 活用できる歳出予算を、第4条に定める資金受領の申請に対して交付の決定を受けた欧州政党に対し、以下の各号に掲げる方法で毎年配分する。
 - (a) 15%は、均等に配分する。
 - (b) 85%は、欧州議会に所属議員を有する政党に対して、所属議員数に比例して配分する。これらの条項を適用するために、欧州議会議員は、一の欧州政党にのみ所属することができる。
2. 欧州連合の一般予算に請求される資金は、欧州政党の予算の75%を超えてはならない。この点に関する挙証責任は、当該欧州政党が負う。

第11条 施設上の支援

欧州政党に対する欧州議会によるすべての施設上の支援は、平等な取扱いの原則に基づく。この施設上の支援は、同様の便宜を供与されており、かつ請求及び支払いと引き替えに提供することができるその他の外部組織及び団体に対して与えられている施設上の支援と比較して不利にならない条件で与えられる。

欧州議会は、各欧州政党に対して提供した施設上の支援の詳細を年次報告書で公表する。

第12条 報告

欧州議会は、この規則の適用及び資金が提供された活動に関し、2006年2月15日までに報告書を公表しなければならない。この報告書は、適当であると考えられる場合は、資金交付制度に対して行い得る改正を指摘する。

第13条 施行及び適用

この規則は、欧州連合公報において公布された日から3か月後に施行する。

第4条から第10条までは、2004年6月の欧州議会選挙後に開会する初めての議会期の初日から適用される。

この規則は、全体として拘束力を有し、全加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにおいて2003年11月4日採択

欧州議会を代表し	閣僚理事会を代表し
欧州議会議長	閣僚理事会議長
P. コックス	G. トレモンティ

(ましば やすはる・政治議会課)

ヨーロッパレベルにおける政党を規律する規制及びその資金についての
規範に関する欧州議会及び閣僚理事会による規則（EC）第2004/2003号を
実施する手続を定める2004年3月29日の欧州議会議務総局決定

(2004/C155/01)

DECISION OF THE BUREAU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT of 29 March 2004 laying
down the procedures for implementing Regulation (EC) No 2004/2003 of the European
Parliament and of the Council on the Regulations governing political parties at European level
and the rules regarding their funding

(2004/C155/01)

間柴 泰治 訳

事務総局は、

欧州共同体設立条約、特にその第191条を考
慮し、

ヨーロッパレベルにおける政党を規律する規
制及びその資金についての規範に関する欧州議
会及び閣僚理事会による2003年11月4日の規則
（EC）第2004/2003号を考慮し、

欧州共同体の一般予算に適用される財政規則
に関する2002年6月25日の閣僚理事会規則(EC,
Euratom) 第1605/2002号（以下「財政規則」
という。）、欧州共同体の一般予算に適用される
財政規則の実施に関する細則を定める2002年12
月23日の委員会規則（EC, Euratom）第
2342/2002号（以下「実施細則」という。）及び
欧州共同体の非金融資産の会計管理に関する
2000年12月29日の委員会規則（EC）第2909/
2000号を考慮し、

欧州議会議事手続規則第22条(10)号を考慮し、
以下に列挙する事項を考慮し：

- (1) ヨーロッパレベルにおける政党（以下「欧
州政党」という。）の資金に交付しようとする
助成金を給付し、管理するための手続を定
める必要がある。
- (2) 欧州政党に対する財政支援は、財政規則第
108条以下の趣旨の範囲内で助成金を構成する。

以下のとおり決定する。

第1条 立法趣旨

この事務総局決定は、欧州政党を規律する規
制及びその資金についての規範に関する欧州議
会及び閣僚理事会による2003年11月4日の規則
（EC）第2004/2003号を実施する手続を定める。

第2条 申込みの催告

欧州議会は、各年において、上半期末までに、
欧州政党に資金を交付するための助成金を給付
する目的で、申込みの催告を公表する。公表す
る文書は、資格基準、欧州共同体の資金の供給
に関する協定及び給付手続に関する予定表案を
示す。

第3条 資金受領申請

1. 規則（EC）第2004/2003号第4条の実施の
ため、欧州連合の一般予算から助成金の受領
を求める欧州政党は、欧州議会議長に対して、
助成金を請求する会計年度に先立つ11月15日
までに、申請書を提出しなければならない。
規則（EC）第2004/2003号第3条に規定する
条件は、申請書の提出日現在で満たしていな
なければならない。
2. 助成金申請書の書式は、この事務総局決定

に添付する（別表1）。この書式は、欧州議会ウェブサイトで購入できる。

3. 規則（EC）第2004/2003号第4条第3項に定めるすべての通知は、欧州議会議長に回付する。

第4条 資金受領申請に関する決定

1. 事務総長からの提案により、事務総局は、申請の資金受領資格の有無を決定するために、規則（EC）第2004/2003号第3条及び第4条に規定する基準に基づいて、資金交付申請を査定する。事務総局及び、事務総局決定が準備された場合には事務総長は、申請者に対して、証明文書の追加提出又は申請書に添付された証明文書の説明を、期限を定めて要求することができる。
2. 助成金を請求する会計年度の2月15日より以前に、事務総局は、助成金受領者（以下「受領者」という。）及び給付される助成金額の一覧を作成する。資金交付申請が承認されなかった場合は、事務総局は、当該決定において、特に、規則（EC）第2004/2003号第3条及び第4条に規定する基準の観点から、当該申請が拒否された理由を示す。

事務総局の決定は、第1項に規定する査定の基準に基づいて採択される。事務総局は、規則（EC）第2004/2003号第4条第3項に基づいて受領する通知及び周知の変更に基づいて、申請書の提出以後に起こった申請者の状況の変更を考慮しなければならない。

3. 欧州議会議長は、申請者に対して、申請に対する処分を書面で通知する。申請が承認された場合は、助成金給付協定案を別表として、受領者が署名するために通知に組み込む。申請が拒否された場合は、事務総局によって示された拒否理由を通知に含める。事務総局によって申請を拒否された申請者は、助成金給付の決定が受領者に対して通知されてから15

暦日以内にその事実を通知される。

第5条 助成金給付協定

欧州政党に対して給付される助成金は、議長又はその代理人によって代表される欧州議会と受領者との間の書面による協定の対象とする。この助成金給付協定の写しは、この事務総局決定に添付する（別表2）。当該協定は、第4条に定める事務総局の決定から30日以内に、当事者双方によって適切にすべて記入され、署名されなければならない。助成金給付協定の文言は、それ以降改めてはならない。

第6条 交付

1. 助成金は、欧州政党に対して、2回に分割して先払い方式で交付される。
 - (a) 助成金給付協定第I.3.2条に定める助成金上限額の50%を超えない金額を、当該協定署名の日から15日以内に交付する。
 - (b) 第2回目の交付金は、助成金給付協定第I.3.2条に定める助成金の上限額の80%を超えない金額を、請求により、全額を先払い方式で交付する。
2. 欧州共同体の資金を受領する資格を有する期間が終了した場合は、残余の助成金は、活動綱領を実施した時に受領者が実際に負担した支出に基づいて交付される。既に交付された助成金の総額が、最終的な助成金として決定された金額を超過している場合は、欧州議会は、不当に給付された金額の返還を受ける。
3. 受領者は、会計年度末から6月以内に、欧州議会が助成金の残余を交付することができるように、以下の各号に掲げる文書を提出しなくてはならない。

活動綱領の実施に関する最終報告書

暫定予算の構成に基づいて、実際に負担した適格性を有する支出に関する最終会計報告書

助成金給付協定が対象としている資格を有する期間に関する受領者の会計勘定に対応した収入及び支出の包括的な要旨

会計監査を行うことについて国の法律に基づいて認証されている独立した機関又は専門家によって実施された、受領者の会計勘定の外部監査に関する報告書

4. 外部監査の目的は、受領者から欧州議会に対して提出された会計書類が助成金給付協定の財政上の条項に適合していること、申告した支出が実際に負担されていること、収入の報告が網羅的であること並びに規則（EC）第2004/2003号第6条、第7条、第8条及び第10条第2項に基づく義務が履行されていることを認証することとする。
5. 第3項に定める文書を受領した場合は、2月以内に、事務総局は、事務総長の提案に従い、活動綱領の実施に関する最終報告書及び最終財務報告書を承認する。

事務総局は、受領者に対して、最終報告書及び最終財務報告書の承認に必要と認められる証明文書その他追加的な情報の提供を要求することができる。助成金受領者は、当該関連文書の提出を15日以内に行わなくてはならない。

事務総局は、当該政党の代表者から聴取を行った後、最終報告書及び最終財務報告書を拒否し、新たな報告書及び財務報告書の提出を要求することができる。受領者は、新たな報告書及び財務報告書の提出を15日以内に行わなくてはならない。

欧州議会が2月以内に書面で回答しない場合は、最終報告書及び財務報告書は承認されたものとみなす。

6. 受領者は、欧州議会に対して、欧州議会から受領した前渡し資金によって生じた利息又はこれと同等の利益の額を通知しなければならない。当該通知は、資金前渡しの手続で決

定された残余额の交付の申請書とともに回付しなければならない。利息は、事務総長又はその代理人によって発令される返還命令の対象となる。

第7条 最終的な助成金額

1. 事務総局は、点検及び監査に関連して事後的に得た情報を考慮せず、意見の聴取を要求した政党の代表者から聴取を行った後、第6条第3項に定める事務総局が承認した文書に基づいて、受領者に対して給付する最終的な助成金の額を決定する。
2. 欧州議会が受領者に交付する総額は、次に掲げる金額を超えてはならない。

助成金給付協定第I.3.2条に定める助成金の最高額

実際に負担された適格な支出の75%
3. 助成金は、活動綱領を実施する受領者の執行予算の収入と適格な支出を均衡させるために必要な額に限定されなければならない。実施細則第165条に従い、助成金受領者は、いかなる場合も助成金によって利益を得てはならない。剰余金がある場合は、これに相当する額を助成金から減ずる。
4. 事務総局は、以上の方法で決定された最終的な助成金額及び助成金給付協定に基づいて前回までに交付された累積額に基づいて、助成金受領者に対してなお交付されるべき額と同等の、交付すべき残余额を定める。前回までに交付された累積額が、最終的な助成金の額を超過する場合は、事務総長又はその代理者は、超過額に関して返還命令を発令する。

第8条 助成金の交付中止と減額

事務総局は、以下の各号に掲げる場合は、事務総長の提案に基づいて、助成金の交付を中止し若しくは助成金を減額し、又は、必要であれば、助成金給付協定を終了し、適正な返還を要

求することができる。

- (a) 規則 (EC) 第2004/2003号によって認証されていない支出を賄うために使用された助成金がある場合
 - (b) 規則 (EC) 第2004/2003号第4条第3項に定める通知を怠った場合
 - (c) 規則 (EC) 第2004/2003号第3条に定める条件を満たさない又は第6条に定める義務を履行しない場合
 - (d) 財政規則第93条又は第94条に定める状況のうちのいずれかが生じた場合
- 事務総局は、当該決定の前に、受領者に対して、認定された違法行為に関して、意見を述べる機会を与えなくてはならない。

第9条 返還

1. 受領者に対して不当に交付された助成金がある場合又は返還手続が助成金給付協定の条件の下で正当であると認められる場合は、受領者は、欧州議会が定める条件及び期限に従い、欧州議会に対して当該助成金を返還しなければならない。
2. 欧州議会が定める期限までに受領者が返還することができない場合は、欧州議会は、助成金給付協定第II.14.3条に定める率の支払遅延利子を課す。支払遅延利子は、返還の期限日の翌日から、欧州議会が全額の返還を受ける日までを対象に課される。

第10条 点検及び監査

1. 規則 (EC) 第2004/2003号第5条第1項に規定する定期的な検証は、事務総長が実施する。
2. 欧州議会が活動綱領及び助成金給付協定の規定の適正な実施を検証できるように、受領者は、すべての要求された詳細な情報を、欧州議会又は欧州議会に認証されたその他の外部機関に提供しなければならない。

3. 受領者は、助成金給付協定第I.4条に定める交付すべき額の残余金が交付された日から5年間の助成金給付協定に関する、全ての文書の原本、特に会計勘定、銀行及び税務に関する書類、又は、適正に証明された例外的な場合にのみ、真正さを証明された原本の写しを、欧州議会が任意に利用できる状態にしておかなければならない。

4. 受領者は、助成金の使途に関する監査についての欧州議会による任務遂行を、直接欧州議会職員によるものか、欧州議会がその効力を承認したその他の外部機関によるものかいずれであっても、支援しなければならない。当該監査は、助成金給付協定の有効期間、残余金が交付される日までの期間、及び残余金が交付された日から5年間で実施することができる。事務総局は、必要がある場合は、発見した事項に基づいて返還決定を行うことができる。

5. 各助成金給付協定は、欧州議会の一般予算から助成金を受領している欧州政党について、欧州議会及び欧州会計検査院による書類検査及び実地検査を明確に定める。

6. 欧州不正対策局が行う調査に関する欧州議会及び閣僚理事会の1999年5月25日の規則 (EC) 第1073/1999号に基づき、欧州不正対策局は、実地の点検及び検証を、詐欺その他の違法行為に対する欧州共同体の財政上の利益の保護を目的とした共同体法に定める手続に基づいて実施することができる。事務総局は、必要がある場合は、発見した事項に基づいて返還決定を行うことができる。

第11条 施設上の支援

1. 事務総局は、事務総長の提案により、欧州政党に対して、2003年6月2日の決定で改正された外部機関による欧州議会施設の使用を運用する2000年3月14日の事務総局決定に基

づく施設上の支援及び後の規範によって提供される他の形態での施設上の支援を提供することができる。事務総局は、事務総長に対して、施設上の支援の提供に関する一定の形式の決定を行う権限を委任することができる。

2. 事務総長は、毎会計年度末から3月以内に、欧州議会が欧州政党に提供した施設上の支援の詳細を示した報告書を事務総局に提出する。当該報告書は、欧州議会ウェブサイト公表する。

第12条 公表

ある会計年度に欧州議会が欧州政党に給付するすべての助成金の詳細は、翌会計年度の最初の6月間、欧州議会ウェブサイトにおいて公表する。その詳細は、以下の各号に掲げるものを含む。

受領者の名称及び所在地

助成金が給付された目的

給付された助成金額及び当該金額が資金によって賄われる受領者の全執行予算に占める割合

第13条 不服申立の権利

この決定に基づいて行われた処分は、欧州共

同体設立条約に定める条件に基づいて、欧州司法裁判所又は欧州第一審裁判所に不服を申し立てることができる。

第14条 2004会計年度に関する経過規定

1. 第3条第1項に規定する日は、2004年7月23日に、第4条第2項に規定する日は、2004年9月16日に読み替える。
2. 第6条第1項にかかわらず、助成金給付協定第I.3.2条に定める助成金の上限額の80%のすべては先払い方式で、当該協定に署名した日から15日以内に交付する。

第15条 改正

欧州議会事務総長は、2005年9月30日までに、この事務総局決定の実施に関する報告書を事務総局に提出する。当該報告書は、必要な改正の提案及び規則（EC）第2004/2003号に定める欧州政党への資金交付に関する協定を示す。

第16条 施行

この事務総局決定は、欧州連合公報による公布の翌日から施行する。

（ましば やすはる・政治議会課）